

### 第三者評価（結果）報告書（総括）

総 括	
対象事業所名	社会福祉法人 すぎな会 第4生活ホーム（2回目受審）
対象サービス	共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所所在地	神奈川県厚木市
設立年月日	平成21年9月
評価実施期間	平成29年7月～平成30年2月
公表年月日	平成30年3月
評価機関名	公益社団法人神奈川県社会福祉士会
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<b>&lt;ホームの概要&gt;</b>	
<p>社会福祉法人すぎな会は、現在10ヶ所の生活ホームを運営している。第4生活ホームは平成21年9月に隣接する第3ホームとともに開設された1戸建てホームで、1階にリビング、台所、倉庫と居室が1室あり2階に利用者の個室がある。50歳代1人、60歳代4人、70歳代1人の女性6人が利用している。全員が法人の入所施設からの地域移行の利用者である。第3第4生活ホームを一体的に運営している。ホームでは地域との関わりを大切にし、一人ひとりが安心して自分らしく、充実した生活が送れるよう、個人を尊重した支援に努めている。</p>	
<b>&lt;ホームの支援の特徴、努力・工夫している点&gt;</b>	
<p>① 利用者は全員が法人の入所施設からの移行者である。利用者のライフステージに沿った法人の支援が利用者の安心感につながっている。入所施設の生活で培った生活パターンを変更することは容易ではなく自立に向けた支援に困難が伴うことがある。第3第4ホームに担当支援員1名と4名のホーム支援員（世話人）を配置し連携し利用者支援にあたっている。いつでも相談に対応できる常勤の担当支援員の存在がある。長年勤務しているホーム支援員が多く、毎月開催の職員会議に出席し、施設運営方針や年度計画等を周知している。利用者は馴染みの顔に安心している。担当支援員とホーム支援員のチームワークが利用者の安心感につながっている。</p>	
<p>②倫理綱領・行動規範を名札とともに常に携帯し、職員は利用者の人権擁護を意識した支援に努めている。人権チェックリスト自己点検表を用いて、年に2回全職員が自らの行動をチェックし人権意識を振り返る機会にしている。法人の人権委員会が中心となり、2ヶ月ごとに人権標語を作成し、ホーム内に掲示し人権意識に関する職員の注意を喚起している。職員は利用者の人格を尊重する意識を徹底し、「くん、ちゃん」呼びをしないように注意している。不適切な言動や態度があった時は職員相互に注意し合うようにしている。</p>	
<p>③担当支援員及びホーム支援員（世話人）全員を対象に年5回全体研修を実施している。平成29年度は差別解消法や人権擁護、リスクマネジメント等の研修を実施している。ホーム支援会議でホーム支援員を対象にした合同研修を実施している。平成29年度は11月に看護師が講師となり感染症対応に関する研修を実施している。外部研修は、厚木地区のホーム連絡会が開催するホーム世話人研修が年に4回開催されている。ホーム支援員の受講を前提に研修計画が策定されている。ホーム支援員は常勤の職員と同じく施設内研修を受講しスキルの強化を図っている。</p>	

評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	<p>①法人の経営理念に「人間としての尊厳を重んじる姿勢を貫きます」を掲げ、また、「職員倫理綱領」「職員行動規範」を定め人権擁護に努めている。職員は名札に「職員倫理綱領及び職員行動規範」のカードを入れ、いつでも確認できるようにしている。</p> <p>②人権委員会を設置し人権をテーマに年1回の内部研修を実施し、年2回50項目の人権チェックを行い全職員が人権意識を振り返り注意を喚起している。また、職員向けの人権標語を作成しスタッフルームに掲示している。11.12月の人権標語は「支援にとっては些細なことでも、彼らにとっては大きな悩み 想像力をフル回転」である。</p> <p>③利用者も職員も互いに呼称は「さん」付けである。居室と玄関の鍵は利用者が自己管理し、留守の時は居室に鍵をかけている。在室の時も、職員はノックや声かけをして、許可を得てから入室している。</p> <p>④厚木地区福祉ネットワークのオンブズマンが毎月法人を訪問し、利用者の相談に応じている。年2回ホームの訪問があり、第三者がホームを訪問する機会になっている。</p>
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	<p>①アセスメントを実施し利用者支援ニーズを把握し個別支援計画に反映している。計画策定に際し家族に要望書を提出してもらい、また、利用者面談を行い、本人・家族の要望を尊重し個別支援計画を作成している。</p> <p>②個別支援計画検討会議を年に3回実施している。個別支援計画書作成手順書を整備し計画策定、見直しの標準化を図り、アセスメントやモニタリングの結果を個別支援計画に反映している。</p> <p>③利用者に「できることはやってもらうこと」を心がけ、電気のスイッチや洗濯機の操作等の目印をつけるなどの工夫をしている。また、利用者が買物外出で困った時に絵カードを定員に示し買物ができるようにしている。</p>
3. サービスマネジメントシステムの確立	<p>①利用者の金銭管理能力に応じて、利用者一人ひとりの月額や残金の確認について取り決めをしている。職員は金銭出納帳記入を見守り残金を確認し、金銭の使い方をアドバイスしている。</p> <p>②生活ホーム所長が苦情解決責任者である。苦情受付窓口及び第三者委員を選任しポスターを各所に掲示している。職員は利用者や家族とのコミュニケーションを心がけ、日ごろの思いの把握に努め、課題に迅速に対応している。</p> <p>③緊急時の対応は法人の「危機管理対応マニュアル」に則している。マニュアルに、事故等発生時の対応手順、事故対応の留意点等について明記している。</p> <p>④火災・地震等災害を想定し避難訓練を年2回実施し、ホーム移動訓練を年1回実施し法人の体育館まで、避難経路の安全確認を併せて行っている。地域の自治会と連携し防災訓練を実施している。ホームでの炊き出しやバケツリレーに参加し、地域住民との災害時の意識の共有を図っている。</p>
4. 地域との交流・連携	<p>①ホームの開所以来賛助会員として自治会に加入し、担当支援員が総会に出たり自治会の行事に利用者の参加を呼びかけるなど連絡調整をしている。利用者の自主性に配慮し、地域の花見や納涼祭等の行事に参加している。防災訓練や</p>

	<p>地域清掃活動等への利用者の積極的参加が望まれる。</p> <p>②利用者・職員は、近所の人によく挨拶をして、認知されている。盆暮には近所の家に挨拶として、7月に藍染、12月にカレンダーの手作り作品を届けている。また、今年度8月に新たに法人として、職員が講師を務め、地域住民に参加を呼びかけ研修会を開き、夜間には障害者の生活をテーマにした映画会を実施した。今後こうした活動を増やしてさらに地域と連携することが望まれる。</p>
5. 運営上の透明性の確保と継続性	<p>①ホーム支援会議を2ヶ月ごとに開催している。会議にホーム長、サービス管理責任者、生活支援員、ホーム支援員(世話人)全員が参加し、ホーム運営に関する情報伝達、報告、支援員間の情報共有を図っている。また、ホーム運営に関する法令、規定を周知している。</p> <p>②日々のケース記録や支援日誌を活用し、利用者支援に関するホーム支援員間の情報共有を図っている。また、休日日課打ち合わせ時間を設定し、4人のホーム支援員が集まり、個々の利用者支援に関する情報共有を図っている。法人の新任研修で、すぎな会経営理念や行動指針の周知を図っている。また、毎年9月に新任職員を対象に振り返り研修を実施し、倫理綱領や職員行動規範の理解が十分できていることを確認している。</p>
6. 職員の資質向上の促進	<p>①法人の研修計画に基づき、新人研修(2日、フォローアップ1日)をしている。今年度から新たに中堅研修(5年~10年、10年以上)を設け、年4回の管理職研修と共に一貫した内部研修制度となっている。また、研修委員会が毎年5回の内部研修を行っている、内容は人権とリスクマネジメントを必須とし、職員の実践発表も含まれている。</p> <p>②ホーム支援員研修等、常勤・非常勤を問わず、外部研修にも参加しやすいように、人員配置や時間調整に配慮している。外部研修に参加した職員は、報告書を提出し、ファイルに綴じて全職員が共有している。</p>
7. 日常生活支援	<p>①職員は利用者の健康状態の把握に努め、毎朝通所先の本部の看護師に連絡している。年に2回定期健康診断を実施し、本部の看護師や管理栄養士と連携し、糖尿病利用者の食事等の対策を実施している。与薬マニュアル「支援員投薬チェック手順」「誤与薬時の対応について」を作成し、服薬事故防止に努めている。</p> <p>②自由時間はテレビを見たり手芸、掃除をしたりしている。休日は、近くのスーパーに買い物に出かけている。一人でバスに乗り外出する利用者もいる。ホーム独自に身分証を作成し名札をかけて、ホームに連絡できるようにしている。</p> <p>③休日など利用者が帰宅する場合は「帰宅連絡帳」を活用し、利用者の健康状態や通院に関する情報等を家族に知らせている。年2回ホーム懇談会及び年4回の定期通信で家族とのコミュニケーションを図っている。</p> <p>④食事は法人本部の管理栄養士が給食業者と連携し月ごとに献立を決定し、一週間ごとにカロリーや塩分量を明記した献立表を作成している。食事は利用者の健康状態や好みの味付けに配慮しホーム支援員が調理している。</p> <p>⑤希望すれば毎日入浴が可能である。浴槽は通常のユニットバスで毎日の清掃が行き届き清潔である。換気扇等も毎月清掃し清潔に保たれている。平日は午後4時から8時まで、休日は10時から入浴可能である。</p>